

官報

昭和四十七年五月十日

第六十八回 参議院會議 録第十三号

昭和四十七年五月十日(水曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第十三号

昭和四十七年五月十日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(昭和四十五年決算の概要について)

第二 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、請暇の件

以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより會議を開きます。

この際、おはかりいたします。

平島敏夫君から海外旅行のため来たる十六日から十一日間、二宮文造君から海外旅行のため十四日間、それぞれ請暇の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

昭和四十七年五月十日 参議院會議録第十三号

請暇の件 國務大臣の報告に関する件(昭和四十五年度決算の概要について)

○議長(河野謙三君) 日程第一 國務大臣の報告に関する件(昭和四十五年度決算の概要について)

大蔵大臣から発言を求められております。発言を許します。水田大蔵大臣。

〔國務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○國務大臣(水田三喜男君) 昭和四十五年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その大要を御説明申し上げます。

昭和四十五年度予算は、昭和四十五年四月十七日に成立いたしました本予算と、昭和四十六年二月十二日に成立いたしました補正予算とからなるものであります。

昭和四十五年度本予算は、わが国経済の持続的成長の確保と物価の安定を眼目として、次のような基本方針のもとに編成されたものであります。

第一は、財政面から景気を刺激することのないよう、財政規模を適度のものにとどめるとともに公債発行額を縮減し、さらに、経済財政事情にかんがみ、法人税の増徴を行なったこととあります。

第二は、国民の税負担の軽減をはかるため、所得税及び住民税等の減税を行なったこととあります。

第三は、歳出内容について、社会経済情勢の変化に即応して、重点施策の着実な遂行をはかり、国民福祉の着実な向上につとめたこととあります。

なお、補正予算は、公務員の給与改善をはじめ、本予算成立後に生じた事由に基づき、特に緊

要となった事項につきまして、所要の措置を講じたものであります。

昭和四十五年度を顧みますと、わが国経済は、前年度からの金融引き締め措置の浸透等により、年度途中、夏ごろから景気後退局面へ入り、実質経済成長率は、下期にかなり低下しましたが、上期において大幅な拡大を示しましたので、年度では一〇%をわずかに下回る程度となりました。なお、卸売物価は前年度比二・四%、消費者物価は同比七・三%の上昇となりました。

国際収支の面では、昭和四十五年度の総合収支は、前年度に引き続き、約二十億ドルの黒字となり、外貨準備高も年度末には約五十五億ドルに達しました。

このようになわが国経済の状況を背景として昭和四十五年度予算が執行されたのであります。以下、その決算の内容を数字をあげて御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は八兆四千五百九十一億円余、歳出の決算額は八兆八千八百七十六億円余でありまして、差し引き二千七百十四億円の剰余を生じました。この剰余金は、財政法第四十一条の規定によりまして、一般会計の昭和四十六年度の歳入に繰り入れ済みであります。なお、昭和四十五年度における財政法第六条の純剰余金は七百三十二億円余であります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額八兆二千三百三十億円余に比べて二千四百六十億円の増加となっておりますが、この増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額千六百七十六億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、昭和四十五年度の歳入の純増加額は七百八十四億円余となるのであります。その内訳は租税及び印紙収入、雑収入等の増加額千十三億円余、公債金における減少額三百二十八億円余となっております。

一方、歳出につきましては、予算額八兆二千三百三十億円余に、昭和四十四年度からの繰り越し額七百十八億円余を加えました歳出予算現額八兆二千八百四十八億円余に對しまして、支出済み歳出額は八兆千八百七十六億円余でありまして、その差額九百七十一億円のうち、昭和四十六年度に繰り越した額は七百六十一億円余となっており、不用となりました額は二百十億円余となっております。

次に、予備費であります。昭和四十五年度一般会計における予備費の予算額は千億円であります。その使用額は九百九十九億円余であります。次に、一般会計の国庫債務負担行為について申し上げます。

財政法第十五条第一項の規定に基づき国が債務を負担することができ金額は千九百九十三億円余であります。実際に負担いたしました債務額は千九百十四億円余でありますので、これに既往年度からの繰り越し債務額三千八十六億円余を加え、昭和四十五年度中に支出その他の理由によって債務が消滅いたしました額千九百億円余を差し引きました額三千九十九億円余が、翌年度以降に繰り越された債務額になります。

財政法第十五条第二項の規定に基づき国が債務を負担することができ金額は二百億円であります。実際に負担いたしました債務額は百十三億円余でありますので、これに既往年度からの繰り越し債務額六十四億円余を加え、昭和四十五年度中に支出その他の理由によって債務が消滅いたしました額六十六億円余を差し引きました額百一十一億円余が、翌年度以降に繰り越された債務額になります。

次に、昭和四十五年度の特別会計の決算であります。同年度における特別会計の数は四十三であります。これらの特別会計の歳入歳出の決算額を合計しますと、歳入決算において十八兆千六百四十八億円余、歳出決算において十六兆七千五百億円余であります。

昭和四十七年五月十日 参議院会議録第十三号

国務大臣の報告に関する件(昭和四十五年度決算の概要について)

資金の受け入れ及び支払いであります。同資金への収納済み額は七兆四千五百八十七億円であります。この資金からの歳入への組み入れ額は七兆四千四百二億円であります。差し引き百八十四億円の差額が、昭和四十五年度末の資金残額となります。これは、主として国税にかかる還付金として支払い決定済みのもので、年度内に支払いを終わらなかつたものであります。

次に、昭和四十五年度政府関係機関の決算の内容につきましても、それぞれ決算書を御参照を願いたいと存じます。

以上、昭和四十五年度一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その大要を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(河野謙三君) ただいまの報告に対し質疑の通告がございます。順次発言を許します。安永英雄君。

〔安永英雄君登壇、拍手〕

○安永英雄君 私、ただいま報告のありました昭和四十五年度決算等に対し、日本社会党を代表して、総理並びに関係大臣に質問をいたします。まず第一は、決算の重要性についての政府の認識についてであります。

決算は、予算と相まって車の両輪をなす国の重要な財政行為の一環であります。予算がはたして正当に使用されたかどうか、正当に使用されたとしても、はたして所期の効果をあげ得たかどうか、この検討は予算審議に劣らない重要なものであります。国会における決算審査の内容に対し、従来国民が大きな関心を示してきたことは、各種報道機関の報ずるところであります。これは国民にかわつて国民の税金の行くえを追求してもらいたい希望が強いためであり、また、心ない財政執行者の手による国費のむだづかいに対する憤りからでもあります。

政府の決算審査に対する姿勢をみてみますと、

決して積極的に真剣に取り組もうという気概が見受けられません。それは、端的に総理や各大臣の委員会出席状況にもあらわれています。予算委員会にあらだけ時間をさく総理大臣が、決算委員会にはなかなか出ようとしないうのは決算軽視のあらわれではないか。また、われわれ決算委員会が各党一致で議決した警告事項についても、どれだけ真剣に対策を講じているか、必ずしも十分な関心を示さないように見えることは、まことに遺憾とするところであります。政府は、総理以下各大臣の委員会出席の問題、警告事項に対する取り組み方等について、今後どのような姿勢をとらうとされるのか、総理の所信を伺いたいと思ひます。

第二に、各省の不正不正事項と補助金の問題に触れてみたいと思ひます。

会計検査院の検査報告にうかがわれるように、相も変わらず各省の不正事項があつたと断らず、毎年同じような間違いが少しの反省も加えられないことなく繰り返されていくのは遺憾とするところであります。政府はもと真剣に取り組んで、これら不正事項のよつてくるところがどこにあるかを検討し、実情に合った的確な対策を端的に示し、末端行政に当たる者にも周知徹底せしめ、もつて不正事項の絶滅を期する強い姿勢を示すならば、これら不正事項の数は、必ずや減少するはずであります。歳入、歳出合せて、四十五年度の不正事項百四十二件、金額にして約十二億円であります。しかも、これは全体の七割余りを調べた結果であり、全体から見れば九牛の一毛であります。政府はこれらの不正事項に關し、どのように行政各部の姿勢を正さんとされているか、総理の決意のほどをお伺いしたいと思ひます。

会計上の不正事項に關連して、補助金の問題について触れてみたいと思ひます。補助金につきましても、かねてよりいろいろと問題点を指摘してまいつたところでございますが、その有効適切な使用がやかましく言われながら、補助金そのものは、金額において年々一割五分ないし二割の増加

を示し、昭和四十五年度一般会計歳出決算における国庫補助金の決算額は二兆三千四百三十八億円、これが一般会計歳出決算全体に占める割合は二八・七％と、膨大な額であります。また、昭和四十五年度決算検査報告をひもときますと、支出に關する不正事項百三十八件中、この国庫補助金に關するもの百三十一件、九五％と大宗を占め、このうち、農林省関係五十七件、建設省関係五十一件、合わせて百八件と、これまた大宗を占めております。こうした補助金不正事項の類型は、例年一向に改まっておりません。しかし、このように国庫補助金の行政に依然として不正事項が絶えない大きな原因として、私は、その交付に際し、行政の指導監督がむやみやたらに形式的にきびしく、實際上、地元事情に即しない、つまり補助金をつけられた事業の内容が、ほんとうに地元役に立つものでない結果を招来している点を指摘したいと存じます。したがつて、政府は、国庫補助金の運用にあつては、もとより大筋についてはとらえながらも、いわゆる「助言すれども監督せず」の精神をもつて、地元創意を殺すことなく、むしろ地元が生かす感じが感じ、その潜在能力をフルに發揮するようにしむけることこそ、補助金についての不正事項の絶滅への唯一の道と私は信じてますが、この点に關し、総理並びに大蔵大臣の所見を伺いたい。

次に、物価問題について伺います。

池田内閣の高度経済成長政策を批判して誕生したはずの佐藤内閣は、高度経済成長政策にブレキをかけているところか、坂道をころがり落ちる雪だるまのように、ますます経済成長の度合いは高まり、その結果、対外的には外貨の急増が世界の批判となり、円切り上げの事実となつてあらわれたことは周知のとおりであります。国内的には、現今、郵便料金を筆頭に、医療費、タクシー運賃と、次々に値上がりし、さらに国鉄・私鉄の運賃値上げ、米の物統令廃止による値上がりをはかりつつあり、いままた、ガス料金の値上げが新

たに加わらんとしております。まさに集中豪雨に似た一連の値上げであります。このような値上げムードは、連鎖反応がどこまで続くのか、かいかも見当がつかないといつた大きな不安に、国民は包まれておるのであります。

政府が先年公共料金の値上げを抑制してきたのに対し、その間に抜本的対策を確立するであろうと国民は期待したものであります。そのような努力を政府はついに払うことなく、国民の期待はむなしく消え去つたのであります。総理はさきの昭和四十五年度予算提出にあつたの施政演説において、例年どおり「物価の安定をはかること」を強調し、「物価の上昇を極力抑え、消費者物価の上昇を四％台にとどめるよう努力する」と表明されました。しかしながら、ただいま政府が提出されました昭和四十五年度決算の概要説明を聞きまして、政府の施政方針や公約は、いさへ消えてしまつたのかと言わざるを得ないのであります。

毎年政府は、経済見通しと経済運営の基本的態度を発表する中で、特に物価対策には重点を置き、消費者物価の上昇率の予測値を定めておりますが、一向に政府予測値の範囲内におさまつたためしはありません。ちなみに申し上げるならば、昭和四十四年度の対前年度消費者物価の政府予測値は五％でありましたが、実績においては五・七％であり、また、四十五年度においては政府予測は四・八％が実に七・三％と大きな隔たりを示しています。このような物価上昇は、まさにインフレであります。政府は、実行の伴わないた単なる希望的予測値を示すのみであり、このことは、国民の政府不信の大きな要素となつており、施策の見通しを誤つた政府の責任並びに一連の値上げムードをつくり出した責任はまことに重大であります。この際、総理大臣及び大蔵大臣、経済企画庁長官の見解をお伺いいたします。

次は、防衛問題であります。

防衛庁は最近、文民統制を全く無視してひんば

んに軍事優先の行動に出ていることは、四次防予算の先取り、立川基地への自衛隊抜き打ち強行移駐、沖繩への自衛隊物資の復帰前秘密輸送などの事実によって明白であります。これらはまさに憲法違反の自衛隊の本質がむき出しになった危険な状態でありまして、国民が重大な関心を示しているところであります。

私は、このように防衛庁が軍事優先に走り、文民統制の実があらぬのは、結局、防衛費予算が、国民の目の届かないところでほしほしに使用されている状態になっているからであると思ひます。したがって、私は、防衛問題については、何よりもまず、防衛庁予算当局と大蔵省が防衛予算をしっかりと押え、予算執行の実権を的確に把握することが、緊急に重要であると考えます。

これによって初めて、憲法の財政民主主義の原則にのっとつた適切な防衛予算の執行が可能となるのでありますから、私は、このような意味での防衛予算の適正な執行が、軍事優先の動向に対する有効な歯止めになると確信をいたします。

このような方向への努力が必要と思ひますけれども、総理の御見解を承りたいと思ひます。

それから、特に沖繩への復帰前、自衛隊資材輸送については、防衛庁長官にお聞きしておかねばなりません。本件は、軍事優先に走つた結果、往復一千七百八十八万円の輸送費のむだづかいとなつたのであります。防衛庁内の経理のあり方が問題の発端になっていると判断できるのであります。すなわち、本件資材送費、これは倉庫料を含めまして六百五十万円でありまして、これを第一線部隊がかつてに使用することができたところから大きな問題が発生したわけでありまして。したがって、いわゆる私服組の防衛庁予算当局が第一線部隊の経理についても十分コントロールできる仕組みが必要であると存じますが、このような経理面での文民統制について防衛庁長官はどのような考え、かつ対処する決意でおられるかお伺ひいたします。

昭和四十七年五月十日 参議院会議録第十三号

また、防衛庁は、防衛予算のずさんな経理を恒常的に行なっている状況であります。このことを放置すれば、結局は軍事優先を制御できなくなることは疑う余地もありません。そこで、以下若干の事例をあげながら、防衛庁予算のずさんな経理について、総理並びに防衛庁長官にお尋ねをいたします。

第一に、防衛庁は、伝統的に不急不用品の購入を行なっているという点であります。

防衛庁が調達した朝鮮戦争当分の主力戦闘機F86F二十八機が製造後全く使用されず、昭和四十年以来現在に至るまで岐阜県各務原基地に油づけになつて格納されていることについて、わが党は本院予算委員会を取り上げて追及いたしました。多数の戦闘機が未使用のまま長年月にわたつて眠り続けている一方において、防衛庁が四十年から戦闘機F104Jを二十三機、引き続き四十四年度から戦闘機F4EJファントムを三十四機購入を開始したという事実は、F86Fがいかなる将来の使用計画があるとしても、現実問題として不急不用品の購入と断定せざるを得ないのであります。

このようになすさんな経理は、防衛庁発足当時より続発しておるのであります。米軍援助服地の交付のもとの余分な冬服の大量購入、飛行揚管制装置GCAの未使用保管、百五十五ミリりゅう弾砲部品の未使用保管、そして三次防冒頭における戦闘機F104J用機関砲部品の不必要な購入など、枚挙にいとまありません。防衛庁長官は、一体これらの事実を御存じなのかどうかお伺ひしたい。そして、現在も未使用のまま保管している装備品の全貌を国民の前に公開していただきたい。私は、F86Fの油づけ格納以外の同類の事実についてもある程度確証を得ておりますので、決してごまかしはきかないことを申し添えておく次第であります。

昭和四十七年五月十日 参議院会議録第十三号 国務大臣の報告に関する件(昭和四十五年度決算の概要について)

を決定することに求められるという古典的な解明があります。この伝統的な不急不用品購入事態について、防衛庁長官はどこに原因があると考ええるのか、またどのように改善策を実施しているのか伺ひたい。

第二に、米軍を相手方とする軍事有償援助に基づく国民の負担についてであります。

防衛力の整備は、米軍の無償並びに有償援助からライセンス生産、国産へと転換してはいますが、有償援助は全調達額の一・九％、五十三億八千五百万円という規模で継続しております。元来、米軍の軍事援助は、米軍の中古兵器を被援助国に買わせ、それによって米軍がより近代的な兵器を購入する資金源に役立つものであるという驚くべき事実が、米国下院歳出委員会の対日援助に関する論議の中で明るみに出たのであります。防衛庁の調達した兵器の約九〇％を占める米軍系兵器が中古品であれば、修理費がかさむのは当然であり、四十五年度決算における修理費は、維持的経費も含めて六百八十億円、防衛庁歳出決算額の二二％に当たります。これは武器車両、航空機、艦船購入費の割合が二三％であることと比較すると、修理費がいかにかさんでいるかがわかります。また、私が、昨年二月十二日の本会議で提起した有償援助品の未納入分が四十五年度現在で九十二億七千九百万円あります。防衛庁長官は私に對する答弁で「有償援助品の納期は予定納期であるから利子の問題は生じない」と述べられておられますが、実質論としては、納期が長引けば長引くほど防衛庁は前払い金の利子の損失を招き、それが国民の負担となるのであります。いまかりに年率六分として機械的に計算しましたら、利子は五億五千六百万円という金額になるのであります。防衛庁長官は、有償援助に伴う修理費と利子の国民負担をどのように解決する方針であるか伺ひたい。

以上、要するに、防衛予算のずさんな経理は、数年間に六百人をこえる防衛庁高官の防衛産業への天下りに基づく産軍協同にその根源があると同時に、米軍の軍需計画から受ける拘束にも由来するものであることは、すでに明白になっておるところであります。したがって、防衛予算のずさんな経理の是正は、総理の重大な決意なくしては実現できないと考えますので、総理の決意と、これに対する対処の方針についてお伺ひをいたしたいと思ひます。

以上をもちまして、決算についての質疑を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 安永君にお答えをいたします。

まず、安永君から、政府は決算の機能を軽視しているのではないかと御意見が述べられました。安永君も御承知のとおり、決算は国会の議決により成立した予算の執行実績であり、その執行の適否は予算で企図した行政効果の実現を左右するものでありますから、きわめて重要なものであります。また、政府は、決算の重要性にかんがみ、国会における審査結果を重視しており、批難、警告等があった事項につきましては、自後の予算編成及び執行にあたり十分留意し、反映をはかっているところであります。

なお、安永君から、もつと決算委員会に総理が出席すべきだとの御意見がありました。私は、時間の許す限り国会の審議には協力しているつもりであります。今後とも一そうこの方針で努力をいたしますから、御了承をお願いいたします。次に、安永君からも御指摘のように、昭和四十五年決算におきましても、会計検査院から、多数の不当事項や制度改善処置の要求事項の指摘を受けたことは、まことに遺憾であります。政府といたしましては、今後このようなことの起こらないように、一そう法令等の周知徹底や、また指導

昭和四十七年五月十日 参議院會議録第十三号

國務大臣の報告に關する件(昭和四十五年度決算の概要について)

三九八

の徹底を期して、部内におきましては、關係職員
の専門知識の向上等につとめ、このような事態が
再び起こらないよう努力する考えであります。

なお、特に補助金関係についてのおおねがが
ありますが、補助金の予算執行を有効適切に行な
うため、政府はかねてから、いわゆる補助金等適
正化法に基づき、不当不正な申請や不正な使用の
防止につとめるとともに、適正かつ円滑な実行の
確保をはかるため、格段の努力を払ってきたこと
であります。なお、今後とも補助事業の指導監督
にあたりましては、地方団体等の意見も十分勘案
の上、適正化法の趣旨を体して、不当事項の発生
防止につとめたいと考えております。

次に、安永君から、政府の物価見通しが当たら
ないことが多いとおしかりを受けました。政府
の物価見通しは、物価の動向に政策的努力を織り
込み、望ましい目標として策定するものでありま
すが、御指摘のように、現実には、景気変動や賃
金動向、諸外国のインフレの影響などによりまし
て、見通しと実績に齟齬が生ずる場合
のあることは事実であります。物価の上昇が経済
活動全体の結果としてあらわれるものだけに、こ
うしたことは、ある程度やむを得ないものであり
ますが、政府といたしましては、物価の安定が、
国民生活の安定向上のために重要な課題であるこ
とを十分認識し、その安定に努力を傾注してい
るところであります。

なお、安永君から、政府は一連の値上げムード
をつくり出したとの御指摘がありました。今回、
一部の公共料金の値上げを行なうことといたしま
したが、現在、物価の基調はおおむね安定的に推
移しております。また、今後とも、公共料金の値
上げについては、物価の動向も勘案しつつ、特に
慎重に取り扱う方針でありますから、物価の安定
は十分期し得るものと、かように考えております。
最後に、自衛隊の予算執行についての問題であ
ります。

安永君も御指摘のように、自衛隊の予算執行に

對する十分なコントロールは、文民統制の実を
あげるための基本的な条件であることは申すまでも
ありません。このような見地から、政府は、かね
てから自衛隊予算の執行につきましては十分な管
理・監督を行ない、その適正を期することとして
おりますが、今後とも、さらに努力をしていき
たいと考えております。具体的ないろいろな諸点に
つきましては、防衛庁長官からお答えすることに
いたします。

以上をもちまして私の答弁を終わります。
(拍手)

〔國務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○國務大臣(水田三喜男君) 補助金の問題につ
いては、もう総理からお答えがございましたが、各
地方地方の実情がみな違つておるのに補助基準
は画一となつておりますので、もしこの監督が形
式的に止つてしまつたら、御指摘のような、いろ
いろの不当事項として御指摘を受けるようなこと
を誘発するおそれ、これは十分ございまして、過
去においてもそういう傾向があつたと存じます。
そこで、政府としましては、できるだけ地方団体
の意向を聞き、地方の実情に即するよう監督を
したいということから、補助事業者の事業遂行の
経過報告、進行報告というようなものについての
簡素化をはかつたり、あるいは包括的な補助方式
をとつて、そして補助金の運営を弾力的にでき
るような措置をとるといふようなことを配慮した
結果、昭和三十六年度の件数は、補助金につ
いては三百五十件ぐらいの指摘でございました。三
十九年度が四百件をこすというところで非常に問
題を起しましたが、以後、そういう措置をと
りましたために、四十五年は、さつきもお話ござ
いしましたように百三十件ぐらい、三分の一ぐら
いに件数は減るところへきておりますが、さら
に、補助金の適正化法というよりなものでござ
いまして、今後、地方の実情をさらに聞いてく
ふところとすといふようなことで、指摘されるよ
うな不当件数をできるだけ少なくしたいと考えてお
るところでございます。

その次は物価問題でございましたが、今年度の
予算編成で私どものやはり一番頭を使いました問
題は、不況回復のための財政措置と物価との関係
でございました。で、昭和四十五年以来不況が長
引いており、相当のデフレギャップがございま
すので、今年度の予算程度の国債を発行し、大型予
算を組んでも、そのことがすぐにインフレに關連
し、物価の増騰を刺激するといふことではないとい
うのが私どもの考えで、今年度よりな予算編成
をやつたわけでございますが、ただ、それは言
つても、財政法でいう国債発行の限度をこえて大型
予算を組むといふようなことについては、やはり
問題があると思つたので、本年度は、やはり
市中消化を原則とするといふことと、対象経費の
範囲内の国債発行にとどめると、この二点はは
きりと守りましたために、今年度の予算編成方針
から特に物価を刺激するといふようなことは一応避
けられてるんじゃないかといふふうに考えてお
ります。(拍手)

〔國務大臣木村俊夫君登壇、拍手〕
○國務大臣(木村俊夫君) 私に対する御質問は、
総理に対するものと同じでございますので、繰り
返すことを省かしていただきますが、昭和四十六
年度の消費者物価指数がこのほど決定いたしました。
当初の見通しが五・五％、途中で改訂いたし
まして六・一％でございましたが、このほどま
まりました実績は五・七％でございました。その
点だけを御報告いたします。(拍手)

〔國務大臣江崎真澄君登壇、拍手〕
○國務大臣(江崎真澄君) 防衛庁の予算執行につ
きましての御忠告につきましては、謙虚に承りた
いと思ひます。

沖繩への物資輸送の問題でございしますが、こ
れは私、責任者といつたしまして、直ちに保税倉庫
における物資の凍結を命令したわけございま
す。ところが、衆議院の予算審議の段階におき
まして、予算委員会の理事會において、これは持ち
戻してしかるべきものである、こゝういふ見解がも
たらされまして、凍結といふことも持ち戻しとい
うことも實質上はそんなに変わらないのではない
かといふことで、いろいろお話をしたのでありま
すが、やはり持ち戻せと、こゝういふ国会側の御
決定でありましたので、それに従つたわけであり
ます。いや、そういう運搬費を航空自衛隊がか
つてに使える組織がいけないじゃないかと、一つの
御指摘だと思ひますが、やはり運搬費というも
のの性格から言ふならば、これは一つの経常的経
費でございするから、そういう経費は、やはり
それぞれの自衛隊の権限内にまかせることの方が
運営上は適切だと思ひます。しかし、こゝうい
つた物資の過剰輸送といふような問題は、むしろ政
治的に十分管理・監督をすべき、特に沖繩の民
感情を考へれば、慎重に対処する、こゝうい
つたまゝから処置すべき問題でありまして、その点
においては、まさに遺憾の点があつたと思つてお
ります。

なお、第三番目の、F86Fの二十八機油づけの
問題であります。これは、四十年のときは三十四
機でありましたが、四十二年には二十八機とな
り、これが格納されておるわけでありまして、
実は、この点については、F86Fを二次防衛面
で八個隊維持をする、こゝういふことでありま
したが、実際にこれを使つてみますと、見積
りよりも耐久度が非常に高うございまして、ま
あ見積りよりも実際の生産とが食い違つた、この御
指摘については、まさにそのとおりであります
が、耐用度が高いといふことは非常によかつた
と、一面から言ふならば、言えるかと思ひます。
そこで、86Fについては、戦闘機、それから戦

第一に御指摘になりました、いわゆるシビルコ
ントロールを徹底するために予算執行の面でこれ
をしつかりチェックしろ、これはまさにそのとお
りだと思ひます。総理からお答えがございました
が、これは基本的な条件でもありませんので、
今後十分管理・監督を徹底してまいりたいと思
ひます。

開機乗り、いわゆる操縦者の養成用の練習機と、
こういふ形で使っておりますので、格納してお
ります分は、逐次これは解除いたしまして使用
いたしてまいりたいと思ひます。

りゅう弾砲の部品が多かつた、これは、やはり86
Fが耐用度が高く、そういう形になっておりま
すために、まあ多いわけでありませぬが、しか
し、これも、不用不急品をこの場合はたくさん
買ったというわけではございませぬ。米軍が当初
相当量を供与してくれたというわけでありまし
て、これにつきましても、だんだん四十七年度に
は適正な保留数ということに改まりつつありま
すので、この点は御了解を願ひたいと思つてお
ります。

それから、有償援助の修理費等、これが高過ぎ
るではないか、二千五百十九億。この修理費は有
償援助の分だけではないと思ひます。一般産業備
品を含んでの修理費であります。これは一口
に申しまして、自衛隊の性格上、古いものを極力
修理して使う。レアド国防長官が来て、練度は
高いが、一体この装備は何だと言つて、去年来た
ときにひやかしたという話もあります。これは
やはり装備品を、自衛隊というものの性格上、
なるべく、新たに改めていくことよりも、やはり
ある程度熟練熟達をした兵器を修理をして使う、
こういふわけでありませぬが、こういふ点にお
いては十分注意をしましてまいりたいと思ひます。
以上お答え申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 中尾辰義君。

〔中尾辰義君登壇、拍手〕

○中尾辰義君 私は、公明党を代表いたしまし
て、ただいま議題となりました昭和四十五年度一
般会計歳入歳出決算外三件に対しまして、佐藤総
理及び関係大臣に質疑をいたします。

私は、決算の立場から、むしろ具体的な懸案に
ついて、以下六点についてお伺いをいたしますが、
最初は、たびたび問題になっております天

下り公益法人について、二番目は米軍基地の、特
にゴルフ場の返還について、三番目が税制調査会
のあり方、四番目が、最近とやかく問題になって
おります私学振興財団のあり方について、五番目
が、二千億の予算をもつて組まれておりますこ
ろのNロケット計画、その計画の疑惑についてお
伺いいたします。最後に、財政、財政融資計画の固
定報告につきましてお伺いをいたします。

まず最初に、公益法人のあり方についてであり
ますが、この件につきましましては、本院の決算委員
会、予算委員会におきまして、わが党の委員が公
益法人の不当な現状を追及して、選挙に利用され
た公益法人、あるいは天下り役人のため池となつ
た公益法人等、いろいろな観点から問題を提起し、
佐藤総理も、閣議で敏速な指示をされたのであり
ます。

このことは、総理の「政党政治に発する英知が
行政に十分に生かされるよう」という、このよう
な日ごろの御指導が実践されたものとして、私は
一応は評価をするのでございませぬ。これは、
しかし、この総理の指示から半年を経まし
て、今月、政府が決定した公益法人の許可基準に
ついては、現存する公益法人の問題点の打開策に
なるのか、はなはだ疑問に思われるのでありま
す。総理は、この基準についてどういふ取り組み
方で、これが最良の改善策であるとお考えになつ
ておられるのか。総理の基準設定の趣旨が、今後
の運用の基本姿勢を決定する面もあるので、明確
に意のあるところを表明されたいと思ふのであり
ます。なお、この基準改定の経過、基準の項目別
の概要、運用の仕組みなどについての御見解もあ
わせてお伺いをしたいのであります。

次に、米軍に提供している基地は、国有の土地
であるとの観点から、決算の問題として申し上げ
るわけでありませぬ。

現在、国内で米軍に提供している基地のうち八
カ所の米軍ゴルフ場約百二十八万坪があることは
御承知のとおりであります。この種ゴルフ場を、

安採条約並びに地位協定の上から、わが国が米軍
への提供義務を負うべきかどうか、これについて
もなお疑惑があるところである。また、これらゴ
ルフ場の使用実態が当初のものとは大いに様相を
変えていったことは、従来しばしば本院決算委員
会の質疑によつて明らかになっていくところであ
ります。

そこで、東京都西多摩郡所在の米軍ゴルフ場を
含む旧多摩弾薬庫と地の返還はどうなつてい
るか。現在、この地域には東京都の森林公園の利用
計画が打ち出され、その中には、日本住宅公団の
住宅計画、厚生省の身障者コロニーの計画も含ま
れることになっていくと聞いておられるわけであり
ますが、総理並びに防衛庁長官の明確なる御答弁を
求めるのであります。

第三番目には、税制調査会の委員等の構成にサ
ラリーマンの代表を参加させよということにつ
いてであります。このことにつきましましては、四十五
年の二月、衆議院において、当時の福田大蔵大臣
が、サラリーマン代表を税制調査会へ参加させる
ことを、わが党の委員の発言に対して約束され
たのであります。が、四十六年十月に委員の改正が
行なわれたときには、大蔵省はそのことを実行し
てないといふのであります。いかげんかと思つて
おります。サラリーマン減税については、まずこのよ
うな措置から手をつけるべきではないかと思つて
おられます。福田元蔵相及び水田現蔵相の御答
弁を求めるわけでありませぬ。

第四番目に、昭和四十五年度の決算検査報告の
記述事項に関する日本私学振興財団の問題であり
ます。この財団の行なり私立大学等に対する補助
金や融資等の経理について適正でないものがある
ことについては、本院決算委員会が私自身も問
題の提起を行なつたところでありませぬが、四十五
年の検査報告でも、八つの学校法人等をあげてそ
の不当な事例を掲記している事象となつてい
るとは、はなはだ遺憾に思ふのであります。教育
のあり方については、ここで言うまでもないこと

であります。文部省はこの原因についてどうお
考えになつておられるのか、またどう改めるかにつ
いて、所信を披瀝されたいと思つておられます。
ここで一つ申し上げたいことは、その私学振興
団財法が四十五年に立法化されたにあつて、当
時、この財団の経理の適正化のため公認会計士を
入れようという構想があつたと聞いておられるので
あります。私学教育という特殊な分野における一つ
のあり方として、公認会計士の導入という考え
をとることはできないのかどうか、文部大臣にか
わつて佐藤総理の所見を聞いておきたいと思つて
おられます。

第五に、宇宙開発技術の実用化と現況につ
いてであります。現在宇宙開発事業団で進めてお
りませぬ。現在宇宙開発事業団を立て、五十
二年、実験用静止通信衛星打ち上げを目ざす総額
二千億円に及ぶNロケット計画が、今後どう進め
られ、現況はどうなつておられるかについてお伺
いしたい。

去る三月十日、本院決算委員会において、私も
日米間の技術協定等についてお伺いをいたしました
が、検討すべき点は多々あるようでありませぬ。
すなわち、問題となつておられます技術導入が自主
開発困難にするかについても確たるお答えはな
く、あいまいであります。現在、宇宙開発委員会
においては、現計画変更の方向を検討、修正する
やに何つておられますが、その内容はいかなるも
のであるか、お伺いをしたい。また、実用化とい
う観点から、気象衛星あるいは通信衛星等、具体的
には電電公社の回線需要大幅増加等、今後ますます
す広がりをみせてくるのが予想されるのであり
ますが、今回、見直し修正をし、計画変更が行な
われた場合、結果として、昭和四十九年に打ち上
げが予定されている気象衛星、すなわち、日米仏
三カ国によるガルフ計画については可能性がある
のかどうか、明確なる御答弁をいただきたいと思います。

さらに、現在、アメリカに、確実にわが国の計

昭和四十七年五月十日 参議院會議録第十三号 國務大臣の報告に關する件(昭和四十五年度決算の概要について)

四〇〇

画実施の軸ともいえるシステムがありながら、何ゆえに導入をしようとしなないのか。すでに四十七年度予算も発足した今日、いつまでも検討検討では許されないのではないかと思ふのであります。ばく大な国民の血税を投資して行なうこの計画が、安直とは言わななくても、確実な見通しなしに実行されるということは、五十二年打ち上げ計画について、はなはだ信頼を持ちかねるものであります。総理の御見解を伺いたないのであります。

最後に、財政投融資の問題について政府の所信をお伺いしておきたいと思ひます。その一つは、政府は財投白書を発表せよということであり、その二つは、財投の実績に關する報告を少なくとも衆参両院に提出すべしということであり、今その比重が大いに増大しておるのであります。

そこで、衆参両院において財投計画を国会の議決対象の案件とせよとの要請の声があることについては、政府もつとに御承知のほすであります。これに對して政府は、今日でも、予算や決算の資料としての説明書の中の何十分の一の微々たる枚数で、内容について形式的に触れるのみであつて、その他はガリ版刷り三枚程度の財投計画と実績の表を任意提出して済ましているのが実情であります。およそ、政府が発表する白書の類は、法的義務が政府に課せられて作成、発表されるとい

るものではなく、政府が当然の責務として、各種の白書を国民の中に公表して今日に至っているのではありません。しかるに、財投に關する政府の姿勢にはそのような内容公開の姿がなく、国民の疑惑も生じかねないありさまであることは、政府としても配慮すべき肝要事ではないかと思ふのであります。財投白書は、内容構成についてはいろいろ問題はありましようが、ひとまず、余命いくばくもない佐藤総理のもとで、引退の置きみやげとしてこれに手をつけられるよう、強く要望するものであります。総理並びに大蔵大臣のお考えはどうか。

その二番目は、財投を計画の段階で国会の議決案件とすることについては、政府が財投を機動的に運用することに支障があるという反論があり、にわかに結論を出しにくい点もありましようが、実績の出た段階で国会への報告案件ということにしたらどうか、かような観点に立つてお尋ねをしておるわけであり、政府側として、財投実績の国会への報告という取り扱い手続をとることに對する基本的な考え方について、総理並びに大蔵大臣の率直な御見解を承り、私の質疑を終わります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕
○國務大臣(佐藤榮作君) 中尾君にお答えをいたします。

中尾君も御承知のとおり、公益法人の指導監督権は各省大臣にゆだねられておりますが、設立を

許可するにあつたての基準が各省によりましてまちまちであつたために、政府が昨年十二月、総理府に公益法人監督事務連絡協議会を設けまして、公益法人として設立許可をするにあつて基本的に必要な要件等について検討し、各省庁間の申し合わせをしたのが、この「公益法人設立許可審査基準等」に關する申し合せであります。この申し合わせには、現在、公益法人の姿勢について種々問題となつてゐる点を正すに必要な基本的な考え方が十分盛り込んでありますので、今後は、この申し合せの趣旨に沿つて、各省庁が許可基準を整備し、公益法人の設立許可について十分厳正を期するとともに、既存の法人につきましても、この趣旨に沿つて改善を行なうよう指導していく考

えであります。次に、ゴルフ場その他提供した施設、ことに多摩弾薬庫につきましてもお尋ねがございましたが、これはかねてから地元公共団体等からも返還方を要望されており、政府といたしまして、早期返還に努力してきたところであります。現段階では、まだ返還の見通しは立っておりません。したがいまして、あと地の利用方法につきましても、具体的な検討を行なう段階に至つておりません。まことに率直に実情を申し上げて、御了承をお願いしておきます。

次に、日本私学振興財団からの補助金、融資につきましても、少数ではありますが、経理が適切でなく、会計検査院から指摘を受けているものがあることは、はなはだ遺憾であります。次代の国民の育成に携わる者として、学校法人の理事者はその姿勢を正すべきであり、今後、このような指摘を受けることのないよう十分指導してまいりたいと考えております。

なお、中尾君から、学校法人の経理適正化のため、公認会計士を入れてはどうかとの御意見がありました。昭和四十五年に日本私学振興財団法を制定する際、経常費補助を受ける学校法人につきましても、公認会計士の監督を受けなければならぬこととし、すでに昭和四十五年度から実施しております。この制度の実施を推進することによりまして、学校法人の経理の合理化、適正化が促進されるものと期待している次第であります。中尾君の御指摘は、あるいは全部の学校法人に對して公認会計士を導入しろと、こういふ御指摘かと思ひますが、ただいまのところは、限定的ではございますが、いまのような処置がとられております。

次に、Nロケット計画の今後の進め方、あるいはまた、税制調査会にサラリーマン代表を加えろとか、あるいは財投白書等について述べられたことについて、財投等の問題については、それぞれ所管大臣からお答えすることにいたします。さよう御了承をお願いいたします。(拍手)
〔國務大臣江崎真澄君登壇、拍手〕
○國務大臣(江崎真澄君) お答えを申し上げます。

許可するにあつたての基準が各省によりましてまちまちであつたために、政府が昨年十二月、総理府に公益法人監督事務連絡協議会を設けまして、公益法人として設立許可をするにあつて基本的に必要な要件等について検討し、各省庁間の申し合わせをしたのが、この「公益法人設立許可審査基準等」に關する申し合せであります。この申し合わせには、現在、公益法人の姿勢について種々問題となつてゐる点を正すに必要な基本的な考え方が十分盛り込んでありますので、今後は、この申し合せの趣旨に沿つて、各省庁が許可基準を整備し、公益法人の設立許可について十分厳正を期するとともに、既存の法人につきましても、この趣旨に沿つて改善を行なうよう指導していく考

えであります。次に、ゴルフ場その他提供した施設、ことに多摩弾薬庫につきましてもお尋ねがございましたが、これはかねてから地元公共団体等からも返還方を要望されており、政府といたしまして、早期返還に努力してきたところであります。現段階では、まだ返還の見通しは立っておりません。したがいまして、あと地の利用方法につきましても、具体的な検討を行なう段階に至つておりません。まことに率直に実情を申し上げて、御了承をお願いしておきます。

次に、日本私学振興財団からの補助金、融資につきましても、少数ではありますが、経理が適切でなく、会計検査院から指摘を受けているものがあることは、はなはだ遺憾であります。次代の国民の育成に携わる者として、学校法人の理事者はその姿勢を正すべきであり、今後、このような指摘を受けることのないよう十分指導してまいりたいと考えております。

なお、中尾君から、学校法人の経理適正化のため、公認会計士を入れてはどうかとの御意見がありました。昭和四十五年に日本私学振興財団法を制定する際、経常費補助を受ける学校法人につきましても、公認会計士の監督を受けなければならぬこととし、すでに昭和四十五年度から実施しております。この制度の実施を推進することによりまして、学校法人の経理の合理化、適正化が促進されるものと期待している次第であります。中尾君の御指摘は、あるいは全部の学校法人に對して公認会計士を導入しろと、こういふ御指摘かと思ひますが、ただいまのところは、限定的ではございますが、いまのような処置がとられております。

次に、Nロケット計画の今後の進め方、あるいはまた、税制調査会にサラリーマン代表を加えろとか、あるいは財投白書等について述べられたことについて、財投等の問題については、それぞれ所管大臣からお答えすることにいたします。さよう御了承をお願いいたします。(拍手)
〔國務大臣江崎真澄君登壇、拍手〕
○國務大臣(江崎真澄君) お答えを申し上げます。

すでにゴルフ場及び多摩弾薬庫のあと地の問題につきましても、総理からたゞいま御答弁があつたとおりであります。ただ問題は、御承知のとおり、米軍の関東平野の施設を横田に集中したい、こういう希望が先般のサンクレメンテにおける首相・ニクソン大統領会談においても出ております。したがって、ゴルフ場はもとよりであります。したがって、この多摩弾薬庫の問題等々も、横田基地への整理統合と、この一環において米軍側でもいろいろ配慮をしておるものによりであります。ただこれは事務的に折衝の段階には入っておりませんが、いずれ近く事務折衝に入ることになります。現在としては返還の見通しは立っておりませんが、今後、総理からもお話がありましたように、十分政府としても返還に努力をしております。かように考えております。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕
 ○国務大臣(福田赳夫君) 中尾さんから、税制調査会の委員についてのお尋ねでございます。確かに、私、一昨年でありましたか、衆議院で松尾委員からお尋ねがありました、サラリーマン代表を委員にすべしと、こういうお話でございました。私は、それに対して、約束はしないんです。ただ、前向きで検討いたしますと、こういうふうに入っておりますが、私は検討をいたしました結果、税制調査会委員には労働団体関係者が二人入っております。それから報道関係者、これもいわばサラリーマンです。この方々が入っております。

それからさらにサラリーマン代表というとなかなかむずかしいんです。いろいろな団体がありまして、そのいずれかを選ぶということが非常に困難であります。そういうことで、いわゆるサラリーマン代表という人は選ばなかった。しかし、そういう状況でありますので、サラリーマンの意見は十分に反映されると、こういうふうに思っております。

なお、私のあとの水田大蔵大臣に對しましては、そういう状況ではありますけれども、サラリーマンを審議の段階においてなるべくお呼びくださって意見を聴取されるようにというところをお願いしておりますので、それにて御了承願いたいと、かように存じます。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕
 ○国務大臣(水田三喜男君) 税制調査会は、昨年の九月四日に委員の任期が切れましたので、十月七日に新しい委員を任命して発足したものでございます。委員は税制に関する学術経験者というところであります。必ずしも特定のグループの代表とか出身とかいうことにこだわらない議論をいまして、お願いしているのが現状でございますが、しかし、広く国民の各層の御意見を税制に反映させる必要がございますので、いま福田前蔵相からお話がありましたように、労働組合関係者を二人加える、それから学者、評論家、新聞社の方々、この委員は全委員の三分の一を占めておりますが、ある程度サラリーマンの立場の理解者でございます

ので、これらの人が参加されておりますれば、審議の過程において一般サラリーマンの意見というものを反映させるために適当な方法を十分配慮していただけるものと私は考えます。必要があれば、そのために税制調査会がいろいろな方法をとって、特別に意見を聴講するとか、いろいろなこともできるでしょうし、これらの方々に適当な措置をとっていただきたいと思っております。したがって、御趣旨のような点は、十分現在の調査会で生かせるものと考えております。

第二の御質問は、財政投融資に関することでございます。これはもう御承知のように、ただいま財政制度審議会において国会の審議との関係、財政投融資のあり方というものについていま検討中でございます。この秋までには結論を出すということになっておりますが、さらに新しい御提案になりました、いままでの実績を国会に報告することは可能ではないかというお話でございます。この問題を検討している最中でございますので、いまの実績を国会に報告するという問題もあわせて一緒に検討して、結論を出したいと考えております。(拍手)

〔国務大臣木内四郎君登壇、拍手〕
 ○国務大臣(木内四郎君) 中尾さんの御質問にお答えいたしますが、実は、中尾さんから先般決算委員会にて二時間半にもわたりました、このNロケットの問題について詳細御質問がありましたので、お答えしてありますので、十分御了解願ってお

ると思っております。ただいまNロケットの問題について非常に疑念があるという御発言でありまして、私も実は驚いておるのですが、せっかくの御質問でありますので、概略重ねてお答えたいと思います。

自主開発か開発の導入かと、こういうお話がありまして、私もはできるだけ自主開発をしたいと思っておりますが、何ぶんにも御案内のように、わが国の宇宙開発は非常におくれております。実際のところおくれております。そこで、自主開発ではあるが、できるだけアメリカの新しい技術を導入しよう、こういうことで、先般、私が前の任期のときですが、四十四年の夏にアメリカの大使と愛知外務大臣との間に覚え書きを交換していただきました。その覚え書きにつきましても詳細御質問があり、詳細お答えしてあるのですが、それも御案内のように、アメリカはすべての技術をよこすと言わないのです。機密にわたらないものを、しかもわが国の、この東京オリンピックのときに中継を世界じゅうにやりましたあのソー・デルタ・システム、あれさえも完全に全部よこすと言わないのです。そこで、そのごく一部のものをといますか、機密にわたらないものをこわらのほうに導入しまして、そうして消化し、それにさらに開発を加えて、このNロケットの開発を進めていくと、こういうわけですね。

そこで、これはわが国の科学技術の水準は、今日御案内のように、世界的水準にまでなってきた

昭和四十七年五月十日 参議院会議録第十三号

国務大臣の報告に関する件(昭和四十五年度決算の概要について)

おりますけれども、これはことごとく言つてはことばが過ぎるかもしれませんが、大体外国から導入し、それを消化し、理解し、消化して、さらに開発を加えて今日の段階まできておるわけです。このNロケットについても同様なんです。自主開発だが、しかし、おかれている。これに追いつくためには、まず導入して、しかもこれを消化し、かつそれに開発を加えていくと、こういうことではなければならぬと、かように思つておるわけなんです。

そこで、四十四年にある協定を結んでそこまでやつたわけなんです、こういふようなふうに経過をたどつて、五十二年にさつきお話がありましたように、実験用静止通信衛星を打ち上げるようになっておるのですが、その後いろいろ内外の情勢が變つてくるので、国内におきまして、各機関から新たな衛星の要求がはじめてきておる。これはやはりよく聞きとつて、それに合うようにならうにしていかなくちゃならぬというので、いま各官庁からそれを聞いておるところなんです。

それからアメリカにおきまして、これは非常に大きく變つてきました。それを御説明申し上げたのですが、去年の十二月になって私は大使にお招きを受けて、その席上で大使から、いまお話があつた一部にあるように、もう日本でもやらなくたつていいじゃないか、アメリカで打ち上げようと、パーチニス・ベースで打ち上げてやる、こう

いうことです。しかしそれは、「簡単に」と呼ぶ者あり、いや、それは簡単に言うわけには、説明を納得していただくか、いけません。そういうわけで、情勢は變つてきました、私は、この問題は、こちらにおいて相対的な自主開発の能力がつかまでは、直ちに日の丸の旗をつけて上へ打ち上げてもらつてですよ、これは日本のものだと言つただけじゃ、宇宙開発事業団を設けた趣旨に合わないんです。宇宙開発事業団を設けたのは、打ち上げると同時に、それによる波及効果によつて、わが国の科学技術の水準を上げようというわけなんです、そのところをひとつ御理解願ひたいと思つておるんです。

そこで、そういうような情勢があるんですから、この開発計画は年々これを見直しをしないと、こういうことに初めからなつておるんで、そういう意味におきましては、今後見直しをして、さらに追加を——いまの計画はそのまま動いていくんですが、見直しをして必要なのは追加していく、こういうことは当然のことだと思つておるんです。それから、さつきお話がありました気象通信衛星——改定要求その他のことはいま申し上げたとおりだから、「簡単、簡単」と呼ぶ者あり、お声がありますから、私は、こちらで御質問がありましたから、——こちらから簡単にということですから、簡単にしますけれども、そこで、今度は、中尾さん、お聞きを願ひたいと思つておるんですが、私どものほうのいまの開発計画は計画どおり進んでおりま

す。がしかし、一方においていろいろな要求が出てくる。ガルブ計画、御案内のように、世界大気の開発計画というものが出てきておる。これは、世界の気象機構とそれから世界学術連合会の協力によつて、こういう計画が立てられる。アメリカは二つ打ち上げるが、ヨーロッパでも一つ打ち上げる。さつきフランスとおっしゃつたけれども、フランスは自分のほうだけではできないというので、欧州の宇宙研究機構でも一つ打ち上げる。ESROで打ち上げる。日本でも一つ打ち上げてもらいたい、こういうことであります。私どものほうでは、来月、調査団を派遣して、アメリカ、欧州の、その情勢を研究した上

に、その問題について、わが国のロケットの開発計画とにらみ合わせて、この問題を研究して決定したいと思つておるんです。それから、なぜ米国から——米国にそれだけの設備があるんだから、導入したらいいじゃないか、こういうお話がありました、その点については、さつき申しましたように、日の丸の旗をつけて打ち上げてもらつて、——日の丸の旗をつけただけでは私どもは満足できないんです。波及効果によつてわが国の科学技術の水準を上げるためには、やはり自主開発を加えてやつていかなきゃならぬ、こう思いますので、その点も、必要なものは導入しますが、すべてありのままに、——これは向こうも機密のものはよこさないんですから、アメリカで打ち上げてもらう、そういう気持ち

は、まあ、必要がない限りは、私どもはこれを考へておりません。ただ、ガルブ計画等で非常に早くやる、このガルブ計画は、私どものほうの開発計画と少し食い違つておりますから、時期が早いから、そういう場合には、場合によればアメリカの力をかりることもないとは申し上げません。それから、確定の五十二年に、実験用静止通信衛星を打ち上げる望みがあるかどうかと、見込みがないのにこんな多額の金を使うのはおかしいじゃないかというお話がありますが、いまのところは順調に進んでおります、この打ち上げに確信を持っております。その点はお答えします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて質疑は終了いたしました。

(拍手)

○議長(河野謙三君) 日程第二 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長杉山善太郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十七年四月十四日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第十七条第一項中「二百万円」を「三百万円」に改める。

第二十一条第二項中「三年以上」を「二年以上」に改める。

第三十二条第一項及び第三十七条の六中「支払う」を「支払わぬことができる」に改める。

第三十九条中「九十八」を「百分の百」に改める。
第四十四条第一項中「支払う」を「支払わぬことができる」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の第三十九条の規定は、この法律の施行後に発生した同条に規定する事由に因る還付金の支払から適用する。

〔杉山善太郎君登壇、拍手〕

○杉山善太郎君 たいま議題となりました法律案につきまして、通信委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

本改正案は、最近における社会経済事情の推移にかんがみ、保険金額の最高制限額を現行の二百万円から三百万円に引き上げるほか、若干の制度の改善を行ない、加入者に対する保障内容の充実をはかるうとするものであります。

通信委員会におきましては、簡易生命保険の、国営保険としての意義、事業のビジョン、運用利回りの向上策、加入者福祉施設の拡充方策等、各般にわたる質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第三 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長小林武君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十七年四月十一日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
第十七条第十項を次のように改める。

10 公庫は、第一条第三項に掲げる目的を達成するため、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第六号に規定する施設建築物を

の他市街地の土地の合理的な高度利用及び災害の防止に寄与する政令で定める建築物で相当の住宅部分を有するもの(以下「施設建築物等」という。)又は相当の住宅部分を有する中高層耐火建築物(施設建築物等を除く。以下「特定中高層耐火建築物」という。)を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付けの業務を行なう。

この場合において、施設建築物等を建設する者が施設建築物等の建設に附随して新たに土地又は

は借地権の取得を必要とするときは、土地又は借地権の取得に必要な資金を施設建築物等の建設に必要な資金にあわせて貸し付けることができる。

第十七条第十一項第一号中「前項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 公庫は、前項の規定による貸付けを受けて新たに建設された施設建築物等又は特定中高層耐火建築物で、まだ人の居住の用その他のその本来の用途に供したくないものを購入する者に対し、その購入に必要な資金を貸し付けることができる。前項後段の規定は、施設建築物等を購入する者が施設建築物等の購入に附随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合について準用する。

第十八条(見出しを含む)中「貸付」を「貸付け」に、「及び第十項」を「第十項及び第十一項」に、「貸付」を「貸付け」に、「行」を「行なう」に、「申込」を「申込み」に、「見込」を「見込み」に、「貸付」を「貸付け」に、「且つ」を「かつ」に、「申込」を「申込み」に、「参しやく」を「参酌」に改める。

第二十条第四項中「一戸当り」を「一戸当たり」に、「第八項の規定による貸付金」を「第八項又は第十一項の規定による貸付金及び同条第十項の規定による貸付金で施設建築物等に係るもの」に改め、同条第五項中「貸付金」を「貸付金で特定中

高層耐火建築物に係るもの」に改め、「中高層耐火建築物等の」及び「(第十七条第十項に規定する施設建築物にあつては、住宅部分の床面積に政令で定める率を乗じて得た面積。以下この項において同じ。)を削り、同条第六項中「中高層耐火建築物等」を「特定中高層耐火建築物」に改め、「同条第十項に規定する施設建築物にあつては、公庫の貸付金に係る貸付住宅等の床面積に政令で定める

率を乗じて得た面積。以下この項において同じ。』を削り、同条第七項中「中高層耐火建築物等」を特定中高層耐火建築物」に改め、同条第八項中「六十平方メートルを」と、六十七平方メートル以上で主務大臣が定める面積を「に、六十七平方メートルとして」を「当該主務大臣が定める面積として」に改め、同条第九項中「中高層耐火建築物等」を「特定中高層耐火建築物」に改める。

利率
年五分五厘
年五分五厘
年五分五厘

利率
年五分五厘(地方公共団体、地方住宅供給公社その他政令で定める者(以下「地方公共団体等」という。))以外の者で第十七条第一項第四号の規定に該当するものに対する貸付金にあつては、政令で定める利率)

第二十一条第一項の表中

第二十一条第二項中「五年以内」の下に「(新住宅市街地開発事業その他政令で定める大規模な事業に係る貸付金にあつては、七年以内)を加え、同条第七項中「第十項」の下に「又は第十一項」を、「貸付金」の下に「で特定中高層耐火建築物に係るもの」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。
7 第十七条第十項又は第十一項の規定による貸付金で施設建築物に係るものの利率及び償還期間は、政令で定める。
第二十一条に次の一項を加える。

9 第一項又は第七項の規定により政令で利率を定める場合には、地方公共団体等以外の者で第十七条第一項第四号の規定に該当するもの行なり住宅の建設又は施設建築物等の建設若しくは購入が促進されるように配慮し、かつ、銀行その他一般の金融機関の貸付利率及び第二十七条の二第一項の規定による借入金の利率を勘案しなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。
第二十一条の二第一項中「中高層耐火建築物等」を「特定中高層耐火建築物」に、「且つ、貸付」を

「かつ、貸付け」に改める。

第二十一条の三第一項ただし書中「同条第四項の下に」若しくは第十項を加え、同条第三項第四号中「若しくは第十項」を「第十項若しくは第十項」に改め、同項第六号中「第十項」の下に「又は第十一項」を加え、同項第七号及び第八号中「若しくは第十項」を「第十項若しくは第十一項」に改める。

第二十三条第一項中「及び第十項」を「第十項及び第十一項」に改める。

第二十四条第二項中「第十七条第十一項各号」を「第十七条第十二項各号」に改める。

第三十五条第二項中「貸付」を「貸付け」に、「参し、やく」を「参酌」に改め、同条第三項中「又は第十項」を「第十項又は第十一項」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第三十五条の二第一項中、「譲受人の選定方法」を「及び譲受人の選定方法並びに譲渡価額(当該貸付けを受けた者が地方公共団体等以外の者である場合に限る。)」に改め、同条第三項中「貸付けを受けた者」を「貸付けを受けた地方公共団体等」に改め、同条第四項中「第十項」の下に「又は第十一項」

を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、「住宅」の下に「又は当該住宅の建設若しくは購入に附随して取得した土地若しくは借地権で当該貸付金に係るもの」を加える。
第三十六条の見出しを「(土地あつせん手数料)」に改め、同条中「第十七条第十一項第二号」を「第十七条第十二項第二号」に、「行」を「行なり」に、「土地あつせん手数料」を「土地あつせん手数料」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日昭和四十七年四月一日から施行する。

2 産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「若しくは第十項」を「第十項若しくは第十一項」に改める。

3 北海道防凍住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
(北海道防凍住宅建設等促進法の一部改正)

利率
年五分五厘
年五分五厘
年五分五厘

利率
年五分五厘(公庫法第二十一条第一項に規定する地方公共団体等以外の者で同法第十七条第一項第四号の規定に該当するものに対する貸付金にあつては、政令で定める利率)

に改める。

第八条に次の一項を加える。

7 公庫法第二十一条第九項の規定は、第二項の規定により政令で利率を定め、又はこれを変更する場合について準用する。

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第十一号中「第十七条第十一项第三号」を「第十七条第十二项第三号」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

5 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第一項第三号を次のように改める。

三 削除

(経過規定)

6 都市再開発法附則第四条第二項に規定する防災建築街区造成組合若しくはその組合員が建築する防災建築物又は同項に規定する防災建築街区造成事業に係る防災建築物は、この法律による改正後の住宅金融公庫法の規定の適用に関しては、都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物とみなす。

7 この法律による改正後の法律の規定は、住宅金融公庫が昭和四十七年四月一日以降に資金の貸付けの申込みを受理したのから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付け

の申込みを受理したのについては、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔小林武君登壇、拍手〕

○小林武君 ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、本法案の要旨を申し上げます。

第一に、都市の再開発を推進するため、都市再開発法による施設建築物等で、相当の住宅部分を有するものについて、その建築資金にあわせて土地または借地権の取得に要する資金の貸し付けを行なうこと。

第二に、公庫の融資を受けて建設された施設建築物または中高層耐火建築物を購入する者に対しても、その購入資金の貸し付けを行なうこと。

第三に、個人住宅等に対する貸し付け対象床面積の限度を引き上げ、六十七平方メートル以上で主務大臣が定める面積に改めること。

第四に、民間住宅分譲業者に対する住宅建設資金の貸し付け利率を政令で定めるとともに、その住宅の譲渡価額の基準を主務省令で定めること。

第五に、新住宅市街地開発事業等の大規模な宅地造成事業に対する融資については、償還期間を

七年以内に延長すること。等であります。

本委員会におきましては、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録で御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十八分散会

出席者は左のとおり。

議長	河野 謙三君
副議長	森 八三一君
議員	塩出 啓典君 喜屋武眞榮君
	野末 和彦君 山田 勇君
	内田 善利君 藤原 房雄君
	栗林 卓司君 藤井 恒男君
	中村 利次君 青島 幸男君
	原田 立君 中尾 辰義君
	木島 則夫君 柴田利右エ門君

中村 登美君	上林繁次郎君
矢追 秀彦君	三木 忠雄君
阿部 憲一君	松下 正寿君
萩原幽香子君	久次米健太郎君
峯山 昭範君	田代富士男君
柏原 ヤス君	田湖 哲也君
中沢伊登子君	川上 為治君
沢田 実君	渋谷 邦彦君
鈴木 一弘君	宮崎 正義君
向井 長年君	高山 恒雄君
温水 三郎君	濱田 幸雄君
小平 芳平君	中村 正雄君
村尾 重雄君	中村 禎二君
原 文兵衛君	松垣徳太郎君
志村 愛子君	竹内 藤男君
高橋 邦雄君	柴立 芳文君
古賀雷四郎君	黒住 忠行君
今 春曉君	大松 博文君
玉置 猛夫君	永野 鎮雄君
山崎 五郎君	石原慎太郎君
長田 裕二君	菅野 儀作君
佐田 一郎君	鬼丸 勝之君
安田 隆明君	藤田 正明君
源田 実君	長谷川 仁君
木村 睦男君	土屋 義彦君
栗原 祐幸君	木島 義夫君
米田 正文君	津島 文治君
丸茂 重貞君	平島 敏夫君

江藤 智君	鍋島 直紹君	初村瀧一郎君	星野 重次君	渡辺 武君	須藤 五郎君	名した。
新谷寅三郎君	杉原 荒太君	竹田 現照君	戸田 菊雄君	山崎 昇君	横川 正市君	予算委員
松平 勇雄君	那 祐一君	前川 且君	山内 一郎君	小柳 勇君	戸叶 武君	同
古池 信三君	安井 謙君	柳田桃太郎君	宮崎 正雄君	河田 賢治君	岩間 正男君	同
重宗 雄三君	細川 護熙君	沢田 政治君	杉山善太郎君	加瀬 完君	小野 明君	決算委員
岩動 道行君	上田 稔君	楠 正俊君	内藤菅三郎君	田中 一君	足鹿 覺君	同日議院運営委員会において当選した理事は左の通りである。
佐藤 隆君	中山 太郎君	西村 尚治君	松永 忠二君	成瀬 幡治君	藤田 進君	
川野辺 静君	河本嘉久蔵君	西村 関一君	後藤 義隆君	國務大臣		
片山 正英君	梶木 又三君	伊藤 五郎君	中村 英男君	内閣総理大臣	佐藤 榮作君	理事 須藤 五郎君 (須藤五郎君の補欠)
若林 正武君	増田 盛君	阿具根 登君	森 元治郎君	外務大臣	福田 赳夫君	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
矢野 登君	山本敬三郎君	瀬谷 英行君	平泉 渉君	大藏大臣	水田三喜男君	老人福祉法の一部を改正する法律案
渡辺一太郎君	鈴木 省吾君	田口長治郎君	八木 一郎君	郵政大臣	廣瀬 正雄君	社会労働委員会に付託
山崎 竜男君	高田 浩運君	山本 利壽君	山下 春江君	建設大臣	西村 英一君	小規模企業共済法の一部を改正する法律案
佐藤 一郎君	寺本 広作君	羽生 三七君	加藤ツヅエ君	國務大臣	江崎 真澄君	商工委員会に付託
久保田藤磨君	鹿島 俊雄君	藤原 道子君	鈴木 強君	國務大臣	木内 四郎君	昭和四十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
植木 光教君	玉置 和郎君	片岡 勝治君	辻 一彦君	國務大臣	木村 俊夫君	昭和四十五年度特別会計予算総則第十條に基つて各省各庁所管使用調書(その2)
橋 直治君	高橋文五郎君	佐々木静子君	須原 昭二君	政府委員		昭和四十五年度特別会計予算総則第十條に基つて各省各庁所管使用調書(その2)
大森 久司君	吉武 恵市君	加藤 進君	水口 宏三君	科学技術庁研究調整局長	千葉 博君	昭和四十五年度特別会計予算総則第十條に基つて各省各庁所管使用調書(その2)
大谷藤之助君	塚田十一郎君	小谷 守君	神沢 浄君			昭和四十五年度特別会計予算総則第十條に基つて各省各庁所管使用調書(その2)
小笠 公韶君	前田佳都男君	鈴木美枝子君	宮之原貞光君			昭和四十五年度特別会計予算総則第十條に基つて各省各庁所管使用調書(その2)
堀本 宜実君	柴田 栄君	杉原 一雄君	竹田 四郎君			昭和四十五年度特別会計予算総則第十條に基つて各省各庁所管使用調書(その2)
大竹平八郎君	平井 太郎君	安永 英雄君	松本 英一君			昭和四十五年度特別会計予算総則第十條に基つて各省各庁所管使用調書(その2)
塩見 俊二君	榎木 亨弘君	塚田 大願君	田中寿美子君			昭和四十五年度特別会計予算総則第十條に基つて各省各庁所管使用調書(その2)
増原 恵吉君	赤間 文三君	川村 清一君	中村 波男君			昭和四十五年度特別会計予算総則第十條に基つて各省各庁所管使用調書(その2)
林田悠紀夫君	船田 護君	鈴木 力君	森 勝治君			昭和四十五年度特別会計予算総則第十條に基つて各省各庁所管使用調書(その2)
伊部 真君	田 英夫君	村田 秀三君	星野 力君			昭和四十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
今泉 正二君	嶋崎 均君	松本 賢一君	小林 武君			昭和四十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
稻嶺 一郎君	工藤 良平君	矢山 有作君	茜ヶ久保重光君			昭和四十六年度特別会計予算総則第十條に基

づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

決算委員会に付託

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、沖繩総合事務局の事務所の設置に關し承認を求めの件

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、労働基準監督署及び公共職業安定所の設置に關し承認を求めの件

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、食糧事務所の設置に關し承認を求めの件

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所及び繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件

沖繩及び北方問題に關する特別委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

食品衛生法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和四十七年度一般会計予算

昭和四十七年度特別会計予算

昭和四十七年度政府関係機関予算

麻薬取締法の一部を改正する法律案

沖繩国際海洋博覧会の準備及び運営のために必

要な特別措置に關する法律案

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に關する法律案

労働保険特別会計法

空港整備特別会計法の一部を改正する法律案

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めの件

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

準備預金制度に關する法律の一部を改正する法律案

計量法の一部を改正する法律案

同日国会において議決した左の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和四十七年度一般会計予算

昭和四十七年度特別会計予算

昭和四十七年度政府関係機関予算

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

麻薬取締法の一部を改正する法律

沖繩国際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に關する法律

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に關する法律

労働保険特別会計法

空港整備特別会計法の一部を改正する法律

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律

国立学校設置法の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めの件

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

準備預金制度に關する法律の一部を改正する法律

計量法の一部を改正する法律

去る一日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

離島振興法の一部を改正する法律案(白濱仁吉君外六名提出)

去る六日内閣総理大臣から議長宛、去る四月二十八日付をもつて外務大臣官房長佐藤正二君は外務大臣官房勤務に、また去る一日付をもつて文部大

臣官房会計課長須田八郎君は文部省初等中等教育局審議官に、通商産業大臣官房審議官飯塚史郎君は通商産業省鉱山石炭局参事官に、自治大臣官房参事官立田清士君及び同森岡徹君は自治大臣官房審議官にそれぞれ任命されたので政府委員はいずれも消滅となつた旨の通知書を受領した。

一昨八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 工藤 良平君

大蔵委員 野末 和彦君

文教委員 鈴木美枝子君

社会労働委員 佐野 芳雄君

農林水産委員 足鹿 覺君

建設委員 喜屋武眞榮君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 足鹿 覺君

大蔵委員 喜屋武眞榮君

文教委員 佐野 芳雄君

社会労働委員 鈴木美枝子君

農林水産委員 工藤 良平君

建設委員 野末 和彦君

同日議長は、ブルガリア人民共和国国民議会議長ブラディミール・ボネフ閣下の議長就任に際し、同議長宛、左の祝電を發送した。

ブルガリア人民共和国国民議會議長御就任を祝し、あわせて貴下の御健勝を祈る。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第六十八回

国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

外務大臣官房長 鹿取 泰衛君
文部大臣官房会計課長 三角 哲生君
同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房長鹿取泰衛君外一名(同日議長承認)を第六十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
昨日九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- 地方行政委員 藤原 房雄君
- 法務委員 林田悠紀夫君
- 同 重宗 雄三君
- 外務委員 星野 力君
- 大蔵委員 鈴木 一弘君
- 文教委員 佐野 芳雄君
- 社会労働委員 鈴木美枝子君
- 農林水産委員 塩出 啓典君
- 商工委員 矢野 登君
- 同 川上 為治君
- 同 中尾 辰義君
- 運輸委員 山田 徹一君
- 通信委員 山田 徹一君
- 同 青島 幸男君
- 建設委員 二宮 文造君
- 同 春日 正一君
- 予算委員 藤井 恒男君
- 決算委員 中沢伊登子君
- 同 木島 則夫君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

- 地方行政委員 二宮 文造君
- 法務委員 矢野 登君
- 同 川上 為治君
- 外務委員 春日 正一君
- 大蔵委員 中尾 辰義君
- 文教委員 鈴木美枝子君
- 社会労働委員 佐野 芳雄君
- 農林水産委員 山田 徹一君
- 商工委員 林田悠紀夫君
- 同 重宗 雄三君
- 同 鈴木 一弘君
- 運輸委員 青島 幸男君
- 通信委員 塩出 啓典君
- 同 山田 徹一君
- 建設委員 藤原 房雄君
- 同 星野 力君
- 同 木島 則夫君
- 予算委員 萩原幽香子君
- 決算委員 藤井 恒男君
- 同 山田 徹一君
- 同日社会労働委員会において当選した理事は左の通りである。
- 理事 高田 浩運君 (高田浩運君の補欠)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

- 道路運送車両法の一部を改正する法律案 運輸委員会に付託
- 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案 通信委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

- 河川法の一部を改正する法律案
- 特定多目的ダム法の一部を改正する法律案
- 同日委員長から左の報告書が提出された。
- 簡易生命保険法の一部を改正する法律案可決報告書
- 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第六十八回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

- 通商産業省鉱山石炭局参事官 飯塚 史郎君
- 自治大臣官房審議官 立田 清土君
- 同 森岡 徹君

同日内閣総理大臣から議長宛、通商産業省鉱山石炭局参事官飯塚史郎君外二名(同日議長承認)を第六十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

〔第十号参照〕

審査報告書

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年四月十三日

内閣委員長 柳田桃太郎
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢に鑑み、その度ごとに国会の議決を経なくても、皇室が賜与及び譲受けをすることが出来る財産の限度価額並びに内廷費及び皇族費の定額をそれぞれ改定しようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法律施行に要する経費は、二千八百五万円であつて、昭和四十七年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右は国会法第五十条後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて

報告する。

昭和四十七年四月十三日

大蔵委員長 前田佳都男

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十七年度税制改正の一環として、住宅対策に資するため、住宅取得控除制度の創設及び住宅貯蓄控除制度の対象範囲の拡充を行ない、公害及び労働災害防止対策に資するため、公害防止準備金制度及び労働災害防止設備の特別償却制度を創設し、中小企業対策として、従来の制度に代えて青色申告控除制度及び中小企業者用機械の特別償却制度を創設し、技術開発及び情報化の推進を図るため、電子計算機買戻準備金の拡充及びプログラム保証準備金制度の創設を行ない、沖縄の振興開発を促進するため、沖縄の工業開発地区における工業用機械等の特別償却制度及び自由貿易地域投資損失準備金制度を創設するとともに、最近における経済事情にかんがみ、法人税の付加税率の適用期限を延長し、輸出割増償却制度の廃止及び技術等海外取引所得の特別控除の対象範囲の縮小をし、並びに通貨調整措置に伴う外国為替損失相当額の損金算入制度を創設するほか、試験研究費が増加した場合の税額の特別

控除制度等期限の到来するその他の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十七年度約百八十九億円である。

附帯決議

政府は、租税特別措置については、経済社会情勢の進展に即応し、国民福祉の増進のため必要とされる施策について重点的に措置することとし、その際既存の特別措置については極力その既得権化や慢性化を排除するより、特に次の諸点に留意しつつ、整理縮減の方向でのぞむべきである。

一、社会保険診療報酬の課税の特例等期限の定めのない措置については、税制調査会の答申を得て速やかに改善すること。

二、法人の交際費については、なお社会的批判が強く、また、広告費について過大の支出が論議されている現状にかえりみ、これらの課税の在り方につき、さらに検討すること。

三、租税特別措置による減取額については、その実績を常時把握するように努め、政策手段としての有効性についての判断資料を整備すること。

右決議する。

昭和四十七年五月十日 参議院會議録第十三号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷

電話 東京 五八二 四四二一(大代)